

埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱

(平成21年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、企業局の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員又は暴力団関係者であることなどが判明した場合における入札参加除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 企業局の契約 企業局が一般競争入札又は指名競争入札その他の方法により発注する次の契約をいう。
 - ア 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託、構築物の維持管理業務に係る修繕工事及び委託（以下「建設工事等」という。）
 - イ 物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）
- 二 有資格業者 建設工事等及び物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- 三 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- 四 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外の者。
- 五 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 六 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 七 暴力団関係者 暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(入札参加除外)

第3条 「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）」に基づき知事が入札参加除名の措置を行った有資格業者については、その措置をもって公営企業管理者が措置したものとみなす。

- 2 企業局長は、知事が行った前項の入札参加除名の措置について速やかに関係各課・所・場長に通知するものとする。ただし、既に知事等が通知又は公表し、関係各課・所・場長等が措置を把握していると認められるときは、省略することができる。

(随意契約からの除外)

第4条 発注機関の長は、入札参加除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第5条 発注機関の長は、入札参加除外の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(妨害の際の措置)

第6条 発注機関の長は、契約の相手方が、当該契約の履行に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出等を指導するとともに、当該契約の相手方に対し工程等の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、暴力団員及び暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、施行前にした行為についても適用する。
- 2 埼玉県企業局建設工事等暴力団対策措置要綱（平成8年4月1日施行）及び埼玉県企業局の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。